広報西原号外 災害臨時号第18号

◎ 擁壁等のがけ崩れ対策事業の申請受付について

※用紙の都合 上、発行部数を 少なくしていま すので、周りの 方にもお知らせ ください。 平成28年9月2日 発行 <編集と発行> 西原村役場 企画商工課 TEL:279-3111 〒861-2402 西原村大字小森3259

擁壁等のがけ崩れ対策事業に係る申請受付について

平成28年熊本地震により倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる擁壁等において、直接人命保護を 目的とするがけ崩れ防止工事について、国の補助事業を行います。

次の要件に該当し、被害を受けた敷地を引き続き利用される場合は事業対象となりますので、事業の利用を希望される場合は、震災復興推進室(災害対策本部)まで申請書を提出してください。

なお、村が現地調査を行い、<u>事業対象要件を満たしている場合のみ、村が申請を行い</u>、国に事業が 採択された場合のみ事業実施の対象となります。また、事業が採択された場合は、一部自己 負担金を伴う可能性がありますので、ご承知おきください。

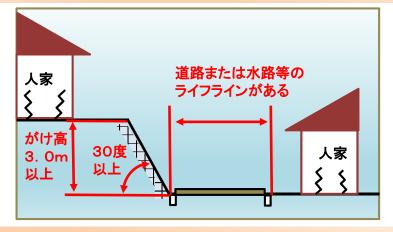
- ◆ 事業対象となる要件 ※全ての条件を満たしている必要があります
 - ① 平成28年熊本地震に伴い発生した崩壊であること
 - ② 自然斜面または人工斜面(宅地擁壁等)で、傾斜が30度以上であること。
 - ③ 原則としてがけ高5m以上であること。
 ただし、人家に被害があり、さらに周辺住民に二次的被害が生じるおそれがある場合、がけ高3m以上であること。
 - ④ <u>人家2戸以上</u>に倒壊等著しい<u>被害を及ぼす</u>と認められる箇所において実施する、 直接人命保護を目的とするがけ崩れ対策工事であること。
 - ⑤ 1箇所の**事業費が600万円以上**であること。
 - ⑥ ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること。
- ◆ 申請受付について

申請期間:平成28年9月5日(月)~9月12日(月)

提出書類:地域防災がけ崩れ対策事業申請書 (※押印が必要)

※申請書は、役場窓口にもありますが、西原村ホームページでもダウンロードできます。

◆ 参考図 ※ イメージ図であり、これと異なる形態も考えられます





東日本大震災におけるがけ崩れ対策事 業対象となった人口がけ地

◆ 工事完成までの流れ

申請 現地 関係者 事業 測量 関係者 施 完 受付 申請 查 決定 設計 調査 協議 協議